

人事行政の運営などの状況について

大阪狭山市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大阪狭山市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

〈問い合わせ〉 人事グループ

I. 職員の任免や職員数などの状況

1. 職員の採用・退職の状況

区 分		合計	一 般 行政職	福祉職	税務職	教育職	消防職	企業職
採用者数	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	22 人	15 人	2 人	2 人	1 人	2 人	—
	平成 27 年 4 月 1 日	18 人	11 人	3 人	—	—	4 人	—
退職者数	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	23 人	13 人	2 人	2 人	—	3 人	3 人

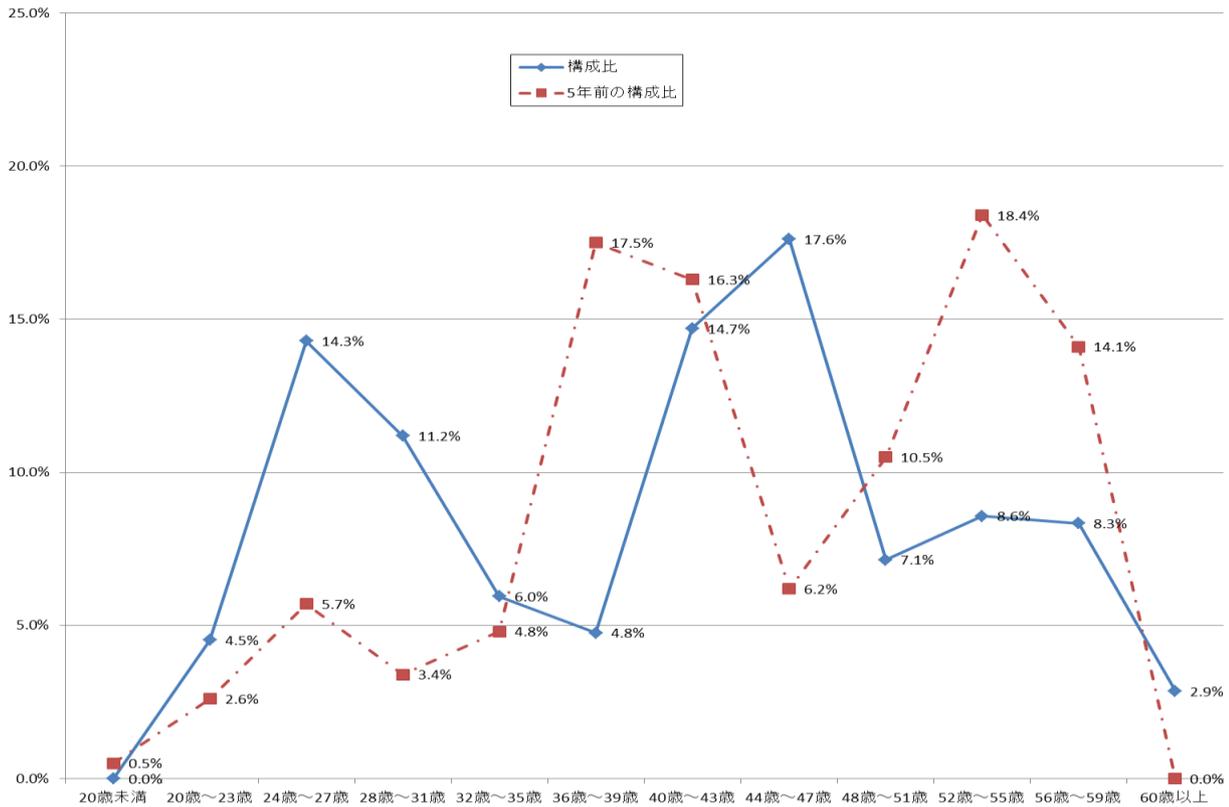
2. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		H26 年	H27 年		
一 般 行 政	議 会	4	4	0	危機管理体制の強化（1） 滞納対策及び徴収強化（1） 欠員補充及び滞納対策（3） 欠員補充（1）
	総 務	74	75	1	
	税 務	23	24	1	
	労 働	1	1	0	
	民 生	67	70	3	
	衛 生	30	30	0	
	農林水産	3	3	0	
	商 工 土 木	28	28	0	
	小 計	232	238	6	
特 別 行 政	教 育	65	65	0	保安 3 法の権限移譲等による業務増（1）
	消 防	72	73	1	
	小 計	137	138	1	
普通会計計		369	376	7	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	17	16	△1	地方公営企業法適用移行準備の為の人事交流（1）
	下 水 道	8	9	1	地方公営企業法適用移行準備の為の人事交流（1）
	そ の 他	19	19	0	
	小 計	44	44	0	
合 計		413	420	7	

（注） 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長は含みません。

3. 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	0人	19人	60人	47人	25人	20人	62人	74人	30人	36人	35人	12人	420人	
男女別内訳	男	0人	8人	42人	32人	14人	11人	48人	59人	22人	23人	28人	10人	297人
	女	0人	11人	18人	15人	11人	9人	14人	15人	8人	13人	7人	2人	123人



4. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
職員数	419人	418人	419人	417人	415人	413人	420人

5. 平成27年4月1日現在における定員の数値目標

各年度の定年退職者の動向を考慮し、可能な限り採用者数の平準化に努めることで計画的な定員の見直しを図り、平成28年4月1日時点の職員数で421人を上回らない数値目標とします。

II. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員（特別職を含む）の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです。（なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません。）

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H26年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) H25年度の 人件費率
H26年度	57,632人	18,308,049千円	660,900千円	3,853,923千円	21.0%	20.7%

(注) 人件費には、退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H26年度	369人	1,398,425千円	413,492千円	579,707千円	2,391,624千円	6,481千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

3. 特記事項（給与削減措置の状況）

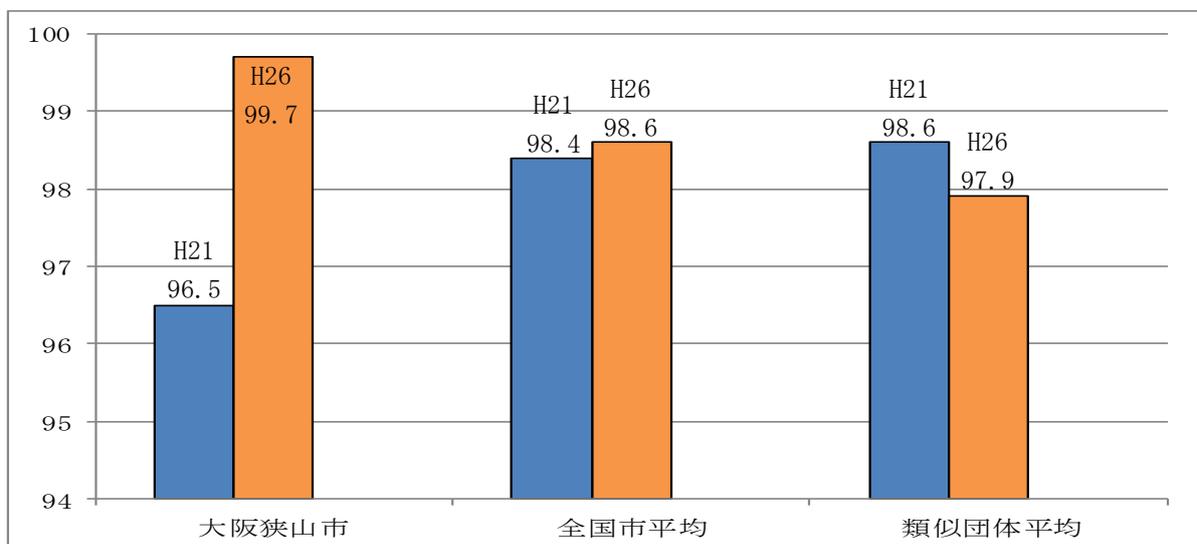
特別職の給与削減措置の実施（平成15年7月～平成19年3月・平成19年7月～平成23年3月・平成23年7月～平成27年3月）市長、副市長及び教育長の給料の10%（平成20年4月～平成22年3月の間は15%）を削減しています。

4. ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	H21年 (A)	H26年 (B)	比較 (B-A)
大阪狭山市	96.5	99.7	3.2
全国市平均	98.4	98.6	0.2
類似団体平均	98.6	97.9	△0.7

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



5. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.2歳	319,682円	420,229円
技能労務職	45.7歳	353,213円	434,394円

(注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

6. 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		大 阪 狭 山 市	国
一般行政職	大 学 卒	180,800円	174,200円
	高 校 卒	151,800円	146,500円

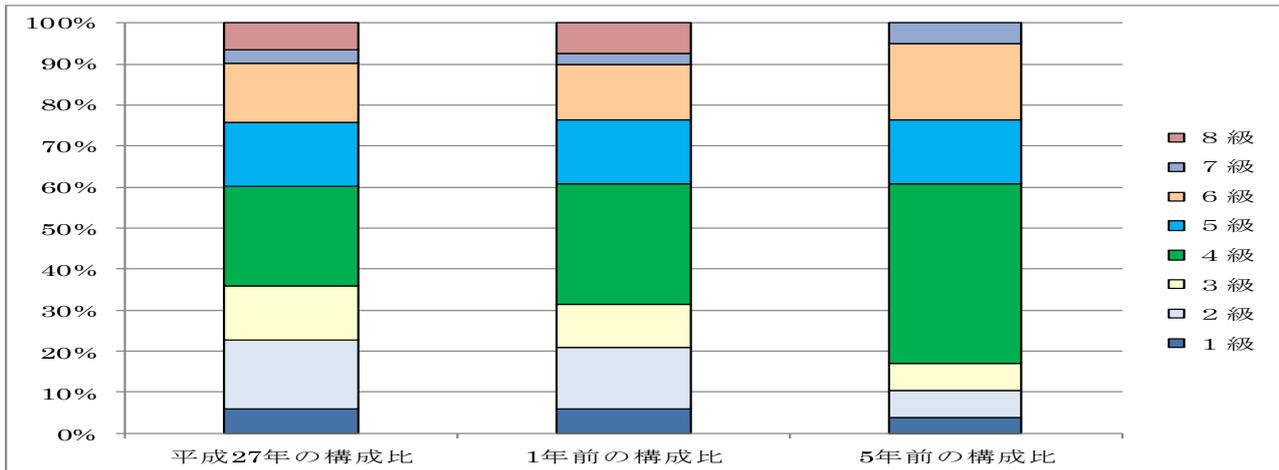
7. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,940円	—	—
	高校卒	—	—	335,700円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

8. 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事補	主 事	主 任	主 査	課長補佐 主 幹	課 長	次 長	部 長		
職員数	14人	39人	31人	57人	36人	34人	8人	15人	234人	
構成比	6.0%	16.7%	13.2%	24.4%	15.4%	14.5%	3.4%	6.4%	100.0%	
参 考	1年前の 構成比	5.8%	15.2%	10.3%	29.5%	15.6%	13.4%	2.7%	7.5%	100.0%
	5年前の 構成比	3.9%	6.4%	6.8%	43.6%	15.8%	18.4%	5.1%	0%	100.0%



(上記以外の職種)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
教育職	1人	5人		9人	10人	4人		1人	30人
保健師			1人	6人	1人	2人			10人
企業職		2人	1人	3人	6人	3人		1人	16人
技能労務職			1人	13人	1人				15人
消防職	7人	15人	10人	18人	15人	6人	1人	1人	73人
税務職		7人	6人	6人	2人	2人	1人		24人
福祉職	4人	3人		10人	1人				18人

9. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,579千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (平成27年4月1日現在)

大阪狭山市			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 20.445月分	25.556	25月分	勤続20年 20.445月分	25.556	25月分
勤続25年 29.145月分	34.582	5月分	勤続25年 29.145月分	34.582	5月分
勤続35年 41.325月分	49.59	月分	勤続35年 41.325月分	49.59	月分
最高限度額 49.59月分	49.59	月分	最高限度額 49.59月分	49.59	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続25年以上で、定年前6月を超え10年以内の退職者 に対し、定年前1年につき2%加算 (最大20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者 に対し、定年前1年につき3% (定年前1年以内 の者は2%) 加算 (最大45%)		
1人当たり 平均支給額	7,893千円	23,747千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)		166,604千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)		415,471円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	11%	404人	15%

④ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、 扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ	
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円	同じ	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額 (6箇月定期券相当分支給) 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ	
管理職手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて 40,000円～80,000円	同じ	
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	

⑤ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）	3,640千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	69,998円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	12.9%
支給職員数（平成27年4月1日現在）	39人
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年4月1日現在）	9.6%
支給職員1人当たり平均支給月額（平成27年4月1日現在）	6,479円
手当の種類（手当数）	8種類
主な手当の名称	下水処理作業手当・死獣処理手当・救急出動手当・感染症防疫作業手当 など

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	69,274千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	251千円
支給実績（平成25年度決算）	59,723千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	231千円

10. 特別職の報酬などの状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	市長	900,000円
	副市長	760,000円
地域手当	市長	(平成26年度支給割合) 10%
	副市長	
報酬	議長	551,000円
	副議長	494,000円
	議員	475,000円
期末手当	市長	(平成26年度支給割合) 4.10月分
	副市長	
退職手当	議長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×38/100×在職月数 任期ごと 給料月額×26/100×在職月数 任期ごと
	副市長	

1 1. 公営企業職員（水道事業）の状況

職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)H24 年度の 総費用に占める職 員給与比率
	千円	千円	千円	%	%
H26 年度	1,335,827	△122,130	105,386	7.9	9.5

(注) 職員給与費には資本的勘定支弁職員分（13,816千円）を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H26 年度	17 人	72,403 千円	16,954 千円	29,845 千円	119,202 千円	7,012 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金は含んでいません。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

III. 職員の勤務条件やサービスの状況

● 年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付与日数
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その残日数を限度として翌年に繰り越し可能	20日
主な特別休暇	骨髄提供のための休暇・ボランティア休暇・子の看護のための休暇・妊娠障害（つわり）休暇・産前産後休暇・忌引休暇 など	

IV. 分限処分・懲戒処分の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

処分の種類		処分者数
分限処分	免 職	0 人
	降 任	0 人
	休 職	6 人
懲戒処分	免 職	0 人
	停 職	0 人
	減 給	0 人
	戒 告	0 人

地方公務員法第28条に基づき分限処分及び同法第29条に基づき懲戒処分の状況は、左の表のとおりです。

V. 職員研修の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修の状況は、次のとおりです。

研修区分	主な研修	受講者数 (延人数)
人事グループ研修（内部研修）	新規採用職員に関する研修	102人
	メンター研修・OJT研修	18人
	若手職員ステップアップ研修	116人
	メンタルヘルス対策に関する研修	72人
	人権研修会	108人
	接遇窓口対応能力向上研修	87人
	地方公務員法・地方自治法研修、マネジメント向上研修	57人
	公務員倫理及びコンプライアンス研修	79人
	人事評価者研修、女性活躍推進研修	44人
	議会答弁対応力向上研修、自治基本条例研修	66人
	普通救命講習、クロスロード研修会	49人
共同研修	中部都市職員研修協議会研修	56人
派遣研修	自治大学校等研修	73人
	人権関係研修	9人
	その他の派遣研修	23人
先進都市視察研修	先進都市視察研修（3件）	13人

VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉及び利益の保護に関する事業は、次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分		内容
職員健康診断	定期健康診断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査 など
	深夜業務を含む検診	深夜業に常時従事する職員に対し、上記検査項目を実施
	VDT検診	VDT作業に従事する職員の希望者対象
	頸肩腕腰痛検診	腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員対象

2. 職員互助会などの状況（平成27年4月1日現在）

区 分		内 容
大阪狭山市職員厚生会	補助金率（掛金：補助金）	1：1
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

VII. 公平委員会の状況

1. 公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められており、その主な内容は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、および必要な措置を執ること
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること

2. 公平委員会の業務の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

公平委員会の業務	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

3. 不利益処分に関する不服申立ての審査状況

平成25年度末係属件数	平成26年度		平成27年度末係属件数
	申立件数	終結件数	
1件	0件	0件	0件